

川越市農業振興計画

～都市農業の振興に関する計画～



平成31年3月

川 越 市

ごあいさつ



本市の農業は、市街化調整区域を中心に広がる水田、畑地において、水稻、野菜、果実、花きなどが生産され、県内第2位の116億1千万円（2017年）の農業産出額を有しているなど、商業、工業とともに、重要な産業であると言えます。

本市においても、全国的な傾向と同様に農業就業人口の減少や農業者の高齢化が進んでおりますが、そうした背景には少子・高齢化の進行のほか、農業所得の低迷、農業の労働環境、新規参入の難しさなど、複合的な要因があると考えております。

このような中、2019年度を始期とする、本市農業振興施策の指針となる川越市農業振興計画を策定しました。

本計画では、本市農業が農業所得の増加により、魅力ある産業となっていくような取組を進める「儲かる農業の推進」、本市の多数を占める小規模農業者の営農活動を支える「『小さな農業』へのアプローチ」、そして、本市の農業とふれあえる地域性を生かしたまちづくりを進める「農のある生活の充実」の3つを計画の柱とし、具体的施策を進めてまいりたいと考えております。

また、平成27年に制定された「都市農業振興基本法」において、策定が努力義務として定められた「都市農業の振興に関する計画」（地方計画）として本計画を位置付け、本市農業を都市農業と捉え、振興を図ってまいります。

都心から30キロに位置する本市に多くの農地が残り、農業生産が盛んなことは、大きな魅力の一つであり、将来にわたって本市農業を維持、発展させていきたいと考えております。計画の最終年度である2027年度には、本市の農業産出額が150億円となることを目指し、様々な農業振興施策を推進してまいります。

平成31年3月

川越市長 川合 善 明

川越市民憲章

(昭和57年12月1日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもつて、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。



市の木 かし
(昭和 57 年制定)



市の花 山吹(やまぶき)
(昭和 57 年制定)



市の鳥 雁(かり)
(平成 4 年制定)

目次

第 1	計画策定の趣旨等	1
第 2	農業をめぐる状況	4
第 3	川越市農業振興計画の柱	24
第 4	川越市農業振興計画施策の展開	25
0	農業に関する効果的な情報の受発信	27
1	食料の安定供給の確保	28
2	農産物のブランド化の推進	32
3	多様な担い手の育成・確保の推進	35
4	農地の有効活用	37
5	農業とのふれあいの推進	42
第 5	計画の進行管理と指標	44
	資料編	47

第1 計画策定の趣旨等

1 策定の趣旨

本市では、平成21年3月に策定した「川越市農業振興計画」に基づき、地産地消、生産量拡大、農地保全を施策の柱とするとともに、計画策定当時80億円程度であった本市の農業産出額を100億円にすることを計画の目標に位置付け、農業振興施策に取り組んできました。

平成29年の本市の農業産出額が116億1千万円になっていることや農産物直売所のにぎわいなど、一定の計画の成果があると考えていますが、農業就業人口の減少や高齢化、経営耕地面積の減少など、本市の農業は厳しい状況となっています。

日本の農業を取り巻く環境としては、食料自給率の長期的低迷や少子高齢化と人口減少の進行による食料消費の量的変化、労働力不足、諸外国との経済連携協定による農業への影響などの課題があります。

平成27年には「都市農業振興基本法」が制定され、翌28年には「都市農業振興基本計画」が閣議決定されるなど、都市農業の必要性が国の政策として明確化され、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと変わっています。また、2022年には生産緑地地区に指定されている農地の多くが指定後30年を迎え、農地所有者は市町村に買取りの申出ができるようになります。

こうした中、将来に渡って本市の農業を継続し、農地を残していくために、本市の立地や農業者、消費者のニーズを捉えた各種農業振興施策を計画的に進めて行く必要があります。平成31年度を始期とする新たな農業振興計画を策定するものです。

○平成21年に策定した川越市農業振興計画での農業産出額の目標（億円）

計画策定時 (平成18年)	(平成29年)	目標 (平成30年)
78.6	116.1	100

出典 農林水産省市町村別農業産出額

2 計画の位置付け

(1) 国・県・市の上位計画との関係

国の「食料・農業・農村基本計画」や埼玉県「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」、本市の「第四次川越市総合計画」等を上位計画として位置付けるとともに、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「川越市都市計画マスタープラン」、「第三次川越市環境基本計画」、「川越市産業振興ビジョン」、「第二次川越市観光振興計画」等に関連する個別計画に位置付けます。

(2) 川越市農業振興計画の後継計画

平成21年度を始期とする「川越市農業振興計画」の後継計画とし、本市の農業振興施策の指針となる計画に位置付けます。

(3) 都市農業の振興に関する計画

平成27年に制定された「都市農業振興基本法」において、都市農業の振興に関する計画（地方計画）の策定が努力義務として定められています。本市は東京圏に位置し、都市農業の側面があることから、「川越市農業振興計画」において、この地方計画の位置付けを行います。

なお、「都市農業振興基本法」における「都市農業」とは、「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と位置付けられ、平成28年に策定された「都市農業振興基本計画」では、都市農業について地方公共団体が「地域の実情に応じて設定することが適当」とされています。

本市においては、市街化区域と市街化調整区域で出荷先や営農手法、栽培品目等の状況は大きく変わっていないことや本市全体が東京圏に位置すること、また「都市農業振興基本法」の基本理念にある「新鮮な農産物の供給」、「防災」、「良好な景観の形成」、「国土及び環境の保全」、「都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場」といった都市農業の多様な機能を本市全体の農業、農地が果たしていると考えことから、本計画では本市で行われる農業を「都市農業」とします。

(参考) 都市農業振興基本法 抜粋

(地方計画)

第十条 地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、地方計画を定めようとするときは、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体は、地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、地方計画の変更について準用する。

3 計画の名称

計画の名称は「川越市農業振興計画」とします。

4 計画期間

「川越市農業振興計画」の計画期間は9年とします。なお、4年を目途に、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

○計画期間：9年（4年を目途に見直し）

（元号、西暦）

	31・元	2	3	4	5	6	7	8	9
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
川越市農業振興計画					見直し(後期)				
	川越市農業振興計画(9年)								

※計画期間は、農林業センサスの公表時期に合わせて9年としています。

第2 農業をめぐる状況

1 全国的な農業をめぐる状況

(1) 人口減少・少子高齢化

我が国では、2008 年をピークに人口の減少が続き、2040 年には、2015 年の約 1 億 2,709 万人から約 1 億 1,091 万人に減少すると見込まれています。

また、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は今後減少が見込まれていますが、老年人口（65 歳以上）は増加が見込まれています。

人口減少や少子高齢化の進行は、食料消費量や労働力など、農業に対しても大きな影響を及ぼすことが予想されます。

○表 1 日本の将来推計人口（総数、年齢 3 区分：出生中位、死亡中位推計）（千人）

男女計	2015 年	2020 年	2030 年	2040 年
総 数	127,095	125,325	119,125	110,919
(内) 0～14 歳	15,945	15,075	13,212	11,936
(内) 15～64 歳	77,282	74,058	68,754	59,777
(内) 65 歳以上	33,868	36,192	37,160	39,206

出典 国立社会保障・人口問題研究所
(日本の将来推計人口 平成 29 年推計)

(2) 食料自給率

我が国の食料自給率は、長期的に低下傾向で推移してきましたが、近年は、供給熱量ベースは 40%前後で横ばいになっています。これは、食生活の多様化が進み、国産で需要量を満たすことのできる米の消費量が減少する一方、飼料や原料を海外に依存せざるを得ない畜産物や油脂類の消費量が増加したことが主な要因と考えられます。また、近年横ばいとなっている背景としては、人口減少や少子高齢化の進行により、国内消費が減少傾向で推移している中、消費者の嗜好の変化等に十分に対応できていない状況があると思われます。

世界の食料需給が長期的にひっ迫することが懸念され、食料の多くを海外に依存しているわが国では、食料安全保障の観点からも食料自給率の向上が望まれます。国では、食料自給の目標として、2025 年度に供給熱量ベースで 45%とすることを目標に掲げています。

(3) 需要に応じた米の生産・販売の推進（米政策の転換）

米の1人当たりの年間消費量は、ピークの昭和37年度の118.3kgから一貫して減少傾向で推移し、平成28年度は54.4kgとなっています。人口減少の進行が見込まれる中、主食用米の需要量の減少傾向は今後も続くと思われます。

主食用米については、行政による生産目標数量の配分に頼らずに、生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産・販売が行われる新しい仕組みが平成30年産から始まっています。

この仕組みにおいて、地域段階に設置された農業再生協議会は、農林水産省から提案される全国の需給見通し等の情報と、自らの販売戦略等を踏まえ、主食用米、麦、大豆、飼料用米等の作付方針を検討し、地域内の農業者等に周知を行うという重要な役割を担います。

(4) 経済連携協定

ア 日EU・EPA（日本・EU経済連携協定）

日EU・EPAが平成31年2月1日に発効しました。これにより、世界の人口シェアの8.6%に相当する6億4千万人を抱え、世界のGDPシェアの28.4%に相当する21兆4千億ドルの経済圏が誕生することとなります。

関税については、米の関税削減・撤廃等からの「除外」を確保されているほか、豚肉や牛肉は長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードが確保されていますが、長期的には輸入が増え、国産価格の下落等により、政府試算では600～1,100億円の農林水産物の生産額の減少が懸念されています。

一方、EU側の関税については、牛肉、茶、水産物等の日本の輸出重点品目も含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得し、EU市場に向けた我が国農産物の輸出拡大の可能性が広がっています。

イ TPP（環太平洋パートナーシップ協定）

TPPは、アジア太平洋地域において幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定であり、平成30年12月30日に参加11か国により発効しました（TPP11）。

農林水産物の生産額への影響については、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少（900～1,500億円）が生じることが懸念されますが、体質強化策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農業者所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込まれています。TPPの影響を最小限にするためにも、農業の体質強化が必要となります。

(5) 都市農業

ア 都市農業振興基本法

平成27年4月に「都市農業振興基本法」が施行され、平成28年5月に同法に基づき国は「都市農業振興基本計画」を策定しました。この基本計画では、従来、「宅地化すべきもの」とされていた都市農地の位置付けを、都市に「あるべきもの」へと転換するとともに、都市農業の振興に向けた施策の方向性等が示されました。

「都市農業振興基本法」では、地方公共団体に対し、国の基本計画を基本として地方計画の策定を求めています。

イ 生産緑地制度

平成29年6月に施行された改正後の「生産緑地法」により、生産緑地地区の下限面積をこれまでの一律500㎡から、市町村が条例により300㎡まで引き下げることを可能とし、併せて都市計画運用指針の見直しにより、同一又は隣接する街区内の複数の農地を一団の農地として生産緑地地区に指定できるようになりました。

他方、生産緑地地区は、指定から30年を経過すると市町村に買取り申出ができますが、2022年には生産緑地地区の約8割が指定から30年を迎えます。改正後の生産緑地法では、引き続き生産緑地を保全する措置が創設されたほか、生産緑地地区内における施設設置の要望を踏まえ、農業の安定的な継続に資する直売所や農家レストラン等を生産緑地地区内に設置できるようになりました。

また、市町村長の認定を受けた農業者に対し生産緑地地区を貸しやすくする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が平成30年6月に制定されています。

(6) スマート農業の推進

AI、IoT、ロボット技術等の先端技術を活用し、省力、高品質生産を可能にする新たな農業「スマート農業」の実現に向けて、さまざまな研究開発等が進められています。

AI、IoT技術は、ロボット、ドローン、カメラ、センサー等と融合することで、高度で精緻な農業生産や農作業の軽労化を実現し、これまでの農業の姿を大きく変えていくことが期待されています。研究開発が進む中、今後の生産現場での活用に向けて注視していく必要があります。

(7) SDGs (持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」が全会一致で採択されています。SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通のゴールとして、17の目標とその課題ごとに設定された169のターゲット(達成基準)から構成されています。

目標2(飢餓)、目標3(保健)、目標8(成長・雇用)、目標9(イノベーション)、目標12(生産・消費)、目標15(陸上資源)など、SDGsの目標に向けて、農業分野におけるアプローチも期待されます。

○持続可能な開発目標 (SDGs) 抜粋

目標2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標8 (成長・雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9 (イノベーション)	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標12 (生産・消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

農林水産省ホームページより作成

2 川越市の農業をめぐる状況

本市では、市域の約7割を占める市街化調整区域を中心に、水稻、野菜、畜産、花きなどの農畜産物が生産されています。出荷については、本市は東京圏に位置する産地として、ほうれん草、かぶ、枝豆等、鮮度が求められる農産物や里芋のように市場において高く評価されている農産物を中心に都内などに供給されています。また、地産地消が広まる近年、農産物直売所や食品スーパーの地場産コーナー、庭先販売所等を通じて、川越産農産物の市民への提供も進んでいます。

(1) 農産物の販売状況 ～県内第2位の農業産出額～

本市の農業産出額は県内第2位の116億1千万円（平成29年）で、主な内訳は野菜が81億4千万円、米が20億3千万円、花きが7億4千万円、いも類が2億5千万円、畜産が2億5千万円となっています。

本市農業者の出荷先は農協が一番多く、次いで消費者に直売、小売業者となっています。直売の状況としては、市内の直売所の合計販売額が年々増加しているほか、多数の庭先販売所で市民等に向けて新鮮な農産物が提供されています。

○表2 埼玉県内農業産出額上位（平成29年）（千万円）

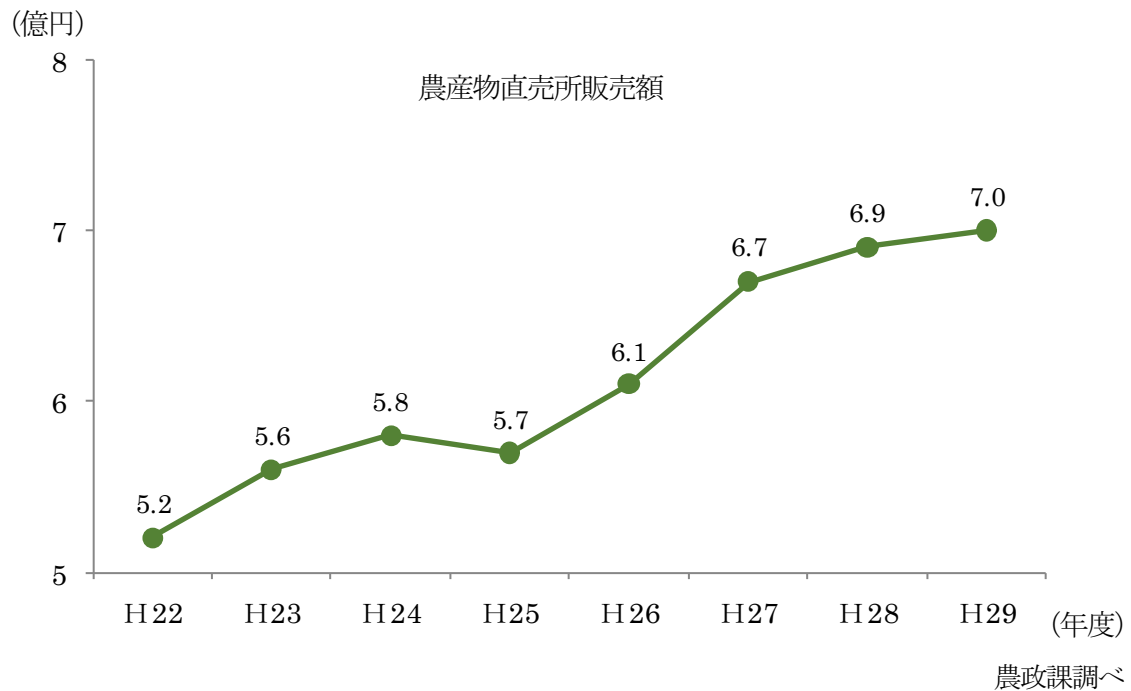
順位	自治体名	産出額合計	主な内訳						
			米	麦類	いも類	野菜	果実	花き	畜産
1	深谷市	3,478	110	8	12	2,144	9	310	865
2	川越市	1,161	203	0	25	814	16	74	25
3	さいたま市	1,034	174	0	33	476	29	272	11

出典 平成29年農林水産省市町村別農業算出額

○表3 農産物の売上1位の出荷先（経営体）

農産物の販売があった経営体	農協	農協以外の集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業 外食産業	消費者に直売	その他
1,727	880	74	165	197	8	284	119

出典 2015年農林業センサス



(2) 農地の状況 ～減少が続く経営耕地～

平成27年の経営耕地面積は2,449haで、長期的に減少傾向が続いていますが、なかでも、樹園地の面積の減少が多くなっています。また、1経営体当たりの経営耕地面積は、過去10年間で増加しているものの、県内平均よりも下回っています。

平成31年3月現在、農業振興地域内の農地が3,457ha、農用地区域の農地が2,378haとなっています。

○表4 経営耕地面積推移 (ha)

	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年
田	2,739	2,474	2,199	1,681	1,674	1,520
畑	1,529	1,330	1,287	918	974	892
樹園地	468	263	120	55	45	38
合 計	4,736	4,067	3,606	2,654	2,693	2,449

出典 農林業センサス (各年)

第2 農業をめぐる状況

○表5 1経営体当たりの経営耕地面積 (a)

	平成17年	平成22年	平成27年
川越市	105	116	125
埼玉県平均	110	126	144

出典 農林業センサス (各年)

○表6 川越市農業振興地域整備計画の概要

地域指定 昭和47年12月19日

当初認可 昭和49年3月30日

農業振興地域・農用地等の概要 (平成31年3月現在) (ha)

区 分	農 地				施設農 業用地	小 計	原野山 林	宅地等 その他	合 計
	田	畑	樹園 地	小 計					
農業振興地域の現状	1,983	1,358	116	3,457	15	3,472	520	3,264	7,256
農用地区域	1,629	695	54	2,378	11	2,389			2,389

農政課調べ

(3) 農業者の状況 ～減少・高齢化が続く農業就業人口～

平成27年の農業就業人口は3,058人となっていますが、過去10年間で1,620人減少しているとともに、その高齢化が進んでいます。

○表7 農業就業人口

農業就業人口	平成17年		平成22年		平成27年	
	人数	平均年齢	人数	平均年齢	人数	平均年齢
	4,678人	62.1歳	3,819人	64.0歳	3,058人	65.4歳

出典 農林業センサス (各年)

(4) 農業経営の規模 ～小規模な経営体が多数を占める～

本市では、3ha以上の経営耕地で営農を行う農業経営体は10年前と比較して増加していますが、現在もなお1ha未満の経営体が半数程度を占めています。

また、農産物販売額の規模別農業経営体数について、5,000万円以上の販売額の農業者が増えているものの、7割弱の経営体が販売額100万円に満たない状況となっています。

本市の農業経営体の経営規模、経営耕地及び販売額の状況から小規模な経営体が多数を占めていることが分かります。

○表8 経営耕地面積別経営体数

単位：経営体、ha

	計	1未満	1～2	2～3	3～5	5～10	10以上
平成17年	2,537	1,448	846	210	32	1	0
平成22年	2,334	1,258	813	199	50	9	5
平成27年	1,964	997	691	197	57	16	6

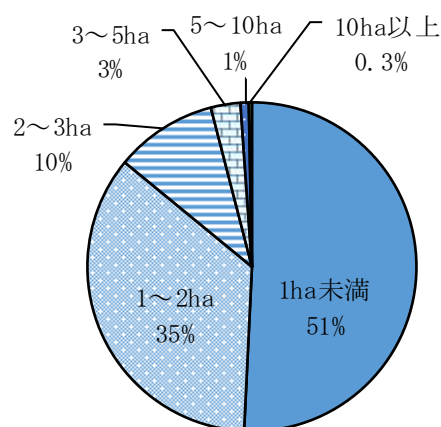
出典 農林業センサス（各年）

○表9 農産物販売額規模別経営体数

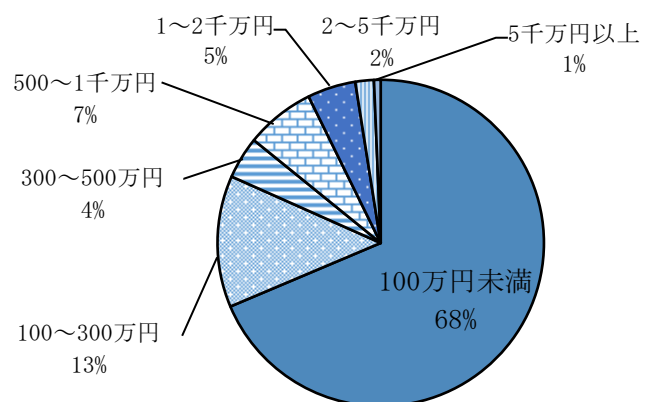
単位：経営体、万円

	農業経営 体全体	100 未満	100～ 300	300～ 500	500～ 1,000	1,000～ 2,000	2,000～ 5,000	5,000 以上
平成22年	2,334	1,659	300	90	139	107	33	6
平成27年	1,964	1,348	256	82	135	94	36	13

出典 農林業センサス（各年）



経営耕地面積別経営体数（H27年）



農産物販売額規模別経営体数（H27年）

(5) 法人・雇用の状況 ～増加傾向のある法人～

川越市は、ここ10年ほどで法人の数は増加していますが、農業産出額等が同規模の県内他市に比べると法人数は少なくなっています。

また、県内同規模の市と同様、川越市の農業経営体は一定数の雇用を行っています。

○表10 法人化している農業経営体の状況（県内上位） 単位：経営体

自治体名称	平成17年	平成22年	平成27年
深谷市	31	58	68
さいたま市	29	28	42
川口市	27	35	27
鴻巣市	5	23	26
熊谷市	8	10	25
川越市	2	4	15

出典 農林業センサス（各年）

○表11 雇用労働の現状

順位	自治体	雇用者（手伝い等を含む。）		
		雇い入れた経営体数 （経営体）	人数（人）	延べ人日 （人日）
1	深谷市	669	3,209	310,714
2	加須市	462	1,883	73,777
3	熊谷市	362	1,848	45,921
4	川越市	328	1,499	104,850
5	さいたま市	322	1,327	107,964

出典 2015年農林業センサス

(6) 消費者とのふれあい ～人気のある農業体験～

農業ふれあいセンターで市民等に向けてさまざまな農業体験を実施しています。農業体験の数を増やすと参加者数が増加しているため、潜在的な農業体験のニーズがあることが見込まれます。

○表 12 農業体験の参加者数の推移（人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
田植え体験	115	110	132	144	101
じゃがいも収穫体験	225	225	331	184	285
さつまいも収穫体験	183	247	224	198	257
稲刈り体験	108	中止	103	130	中止
小松菜・ほうれん草栽培体験	33	46	56	45	63
里芋・大根・白菜の収穫体験	347	337	319	272	412
じゃがいも栽培体験			172	218	262
ブロッコリー収穫体験			66	44	56
枝豆収穫体験				138	132
トウモロコシ収穫体験				87	実施なし
田植え体験（市外）				82	73
稲刈り体験（市外）				86	72
枝豆栽培体験					133
合計	1,011	965	1,403	1,628	1,846

農政課調べ



農業ふれあいセンターでの
収穫体験の様子

第2 農業をめぐる状況

(7) 観光の状況 ～730 万人を超える観光客と増加する外国人観光客～

本市には、年間 730 万人（平成 30 年）を超える観光客があり、東京圏有数の観光地となっています。また、年々外国人の観光客数が増加しています。

農業分野では、毎年 4 万人程度の芋ほり観光の参加者がいるほか、近年開設されたイチゴ農園などを利用される方もいます。

○表 13 川越市入込観光客数の推移（人）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全体	6,579,000	6,645,000	7,040,000	6,628,000	7,342,000
内外国人	77,000	119,000	171,000	197,000	279,000

観光課調べ

○表 14 芋ほり観光来客者数の推移（人）

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
41,800	41,950	40,950	37,900	44,500

観光課調べ



市内イチゴ摘み取り園の様子

(8) 市街化区域内農地の現状 ～出荷等は農業振興地域と同様～

ア 生産緑地地区の面積

市街化区域内農地は 233.98ha（平成 30 年）で、その内生産緑地地区数は 466 地区、面積は 134.21ha となっています。市街化区域内で生産緑地地区に指定されていない農地は 100ha 程度となっています。

○表 15 生産緑地地区数・面積の推移

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
地区数（箇所）	482	479	474	469	466
面積（ha）	140.45	139.56	138.02	135.71	134.21

出典 川越都市計画概要

イ 生産緑地地区の営農状況について

生産緑地地区と農業振興地域を中心とした市内全体の営農や農業者の意識について、平成 29 年度に実施した農業者へのアンケート結果を踏まえ整理しました。（参考：20 頁表 24、21 頁表 25）

まず、農産物の出荷先については、農業者全体と生産緑地地区の農地所有者では大きな違いはありませんが、生産緑地地区の農地所有者の方が、庭先販売を行っている方の比率が高くなっています。

また、市民農園としての農地の貸出し意向について、農業者全体と比較して、生産緑地地区の農地所有者の方が若干高くなっています。

生産緑地地区については、消費者が身近なことから、庭先販売所の開設や市民農園としての農地活用意向が若干強いことが視られますが、出荷状況からみると概ね農業振興地域を中心とした市全体の営農状況と大きな違いはありません。

3 農業者の意識について

平成29年度に実施した、本市農業者へのアンケート調査の結果概要を以下のとおり整理しました。

(1) 経営規模について

耕地面積、農業収入の状況から、一部規模の大きな農業者はいるものの、本市の農業者は比較的小規模の農業者が多数を占めています。

○表16 耕地面積について（平成29年度農業者アンケート）

耕地面積	回答数	割合（%）
50 a（5 反）未満	596	36.1
50～100 a 未満	471	28.5
100～200 a 未満	289	17.5
200～300 a 未満	82	5.0
300～500 a 未満	45	2.7
500～1,000 a 未満	25	1.5
1,000～2,000 a 未満	30	1.8
2,000～3,000 a 未満	13	0.8
3,000 a（30 ha）以上	6	0.4
無回答	93	5.6
全体	1,650	100

○表17 農業収入について（平成29年度農業者アンケート）

農業収入	回答数	割合（%）
100 万円未満	1,047	63.5
100～300 万円未満	206	12.5
300～500 万円未満	57	3.5
500～700 万円未満	27	1.6
700～1,000 万円未満	39	2.4
1,000～2,000 万円未満	37	2.2
2,000～5,000 万円未満	18	1.1
5,000 万円～1 億円未満	4	0.2
1 億円以上	3	0.2
無回答	212	12.8
全体	1,650	100

(2) 農業後継者について

農業後継者がいると回答している農業者は2割を下回っています。また、新規就農者・農業後継者の支援策としては、「定年後の就農に向けた支援」や「新規就農者や農業後継者への資金提供」等の回答が上位になっています。

○表 18 農業後継者の有無について

農業の後継者	回答数	割合 (%)
いる	293	17.8
いない	719	43.6
わからない（子どもの意思を未確認など）	485	29.4
無回答	153	9.3
全体	1,650	100

平成 29 年度農業者アンケート

○表 19 新規就農者・農業後継者育成支援策について

新規就農者・農業後継者の育成に向けた必要な支援	回答数	割合 (%)
定年後の就農に向けた支援	294	17.8
新規就農者や農業後継者への資金提供	270	16.4
農業参入を希望する企業などと農地を貸したい人との仲介等の支援	270	16.4
新規就農者や農業後継者を対象とする研修や就農相談などの制度充実	267	16.2
仕事（会社等）と農業の両立に向けた支援	230	13.9
新規就農者への農地のあっせん	222	13.5
農業者への結婚支援	184	11.2
川越市 4Hクラブなど、農業後継者組織への研修等の支援	68	4.1
その他	62	3.8
無回答	718	43.5
全体	1,650	100

平成 29 年度農業者アンケート

(3) 市民・市内飲食店等への農産物提供について

今後行ってみたい地産地消の取組として、農産物直売所への出荷意向が72人、庭先販売所の開設意向が60人と一定数の意向があります。また、市内飲食店等への農産物の提供について、「提供している」が34人、「提供することに興味がある」が82人となっています。

○表20 地産地消への取組意向について

今後行ってみたい地産地消の取組	回答数	割合 (%)
農産物直売所に出荷	72	4.4
庭先販売所の開設	60	3.6
スーパーの地場産コーナーに出荷	14	0.8
朝市など農産物の直売イベントに参加	15	0.9
今後行う予定はない	834	50.5
その他	53	3.2
無回答	602	36.5
全体	1,650	100

平成29年度農業者アンケート

○表21 市内飲食店等への農産物提供状況について

市内の飲食店などへの農産物の提供状況	回答数	割合 (%)
既に市内飲食店などに農産物を提供している	34	2.1
市内飲食店などに農産物を提供することに興味がある	82	5.0
市内飲食店などに農産物を提供することに興味がない	471	28.5
その他	104	6.3
無回答	959	58.1
全体	1,650	100

平成29年度農業者アンケート

(4) 農地の拡大・縮小について

農地の借り入れ意向のある農業者が 66 人となっており、「規模縮小を希望する」(54 人)や「離農したい」(184 人)と回答した人との農地貸し借りに向けたマッチングの必要性があります。

○表 22 農地の拡大・縮小の意向について

今後の農地の拡大・縮小の意向	回答数	割合 (%)
農地を借りて規模拡大を希望する	66	4.0
農地を貸して規模縮小を希望する	54	3.3
現状維持	888	53.8
離農したい（農業をやめたい）	184	11.2
わからない	191	11.6
無回答	267	16.2
全体	1,650	100

平成 29 年度農業者アンケート

(5) 農業基盤について

農道や農地の整備等、農業基盤整備について一定のニーズがあります。

○表 23 農業基盤の改善について

改善が必要な農業基盤	回答数	割合 (%)
農道が狭い	478	29.0
農地の水はけが悪い	257	15.6
区画が狭い	256	15.5
田んぼ・畑の区画が不整形	225	13.6
用水路・排水路が分かれていない	189	11.5
井戸・水路など灌漑施設が無い	175	10.6
用水量が不足している	95	5.8
農道が農地に接していない	90	5.5
その他	82	5.0
無回答	631	38.2
全体	1,650	100

平成 29 年度農業者アンケート

(6) 農産物の主な出荷先について

農産物の主な出荷先について、農協がもっとも多くなっています。なお、市内の農業者全体に対して生産緑地所有者は庭先販売を行っている割合が若干高くなっていますが、出荷先について全体的な傾向は市内農業者全体と生産緑地地区の農業者では大きく変わりません。

○表 24 農産物の出荷先第1位について

農産物の出荷先第1位	農業者全体		内生産緑地所有者	
	回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)
農協	390	23.6	64	23.4
庭先販売	87	5.3	32	11.7
小売業者	84	5.1	15	5.5
農産物直売所	41	2.5	8	2.9
農協以外の集出荷団体	41	2.5	6	2.2
埼玉川越総合地方卸売市場	25	1.5	7	2.6
上福岡青果市場	22	1.3	3	1.1
その他市場(上尾・熊谷など)	13	0.8	6	2.2
食品製造業・外食産業	3	0.2	0	0.0
朝市	1	0.1	0	0.0
インターネットでの販売	1	0.1	0	0.0
その他	212	12.8	36	13.2
無回答	730	44.2	96	35.2
全体	1,650	100	273	100

平成29年度農業者アンケート

(7) 市民農園としての貸出し意向について

市民農園としての貸出し意向のある農業者が 350 人いることから、一定の意向があることが分かります。

○表 25 市民農園としての農地の貸出しについて

	農業者全体		内生産緑地所有者	
	回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)
所有地を市民農園として貸出すことに興味がある	350	21.2	73	26.7
所有地を市民農園として貸出すつもりはない	760	46.1	147	53.8
無回答	540	32.7	53	19.4
全体	1,650	100	273	100

平成 29 年度農業者アンケート



農業ふれあいセンターの市民農園

4 消費者の農業・農地に関する意識

平成29年度に実施した、市内消費者向けアンケート調査の結果から、農産物や農地、市民農園への意識について、以下のとおり整理しています。

(1) 農産物へのニーズ

消費者アンケート結果から、消費者が農産物を購入するに当たり、「国内産」と「鮮度」を特に求めていることが分かります。

一方、「有機農産物、減農薬・減化学肥料栽培」や「川越産」を気にしている方は少なく、消費者にとって、国内産であることが農産物への一定の信頼につながっていると考えられます。

○表26 消費者が農産物購入に当たって気にしている点

農産物購入の際に気にしている点	回答数	割合 (%)
国内産であること	391	57.4
新鮮であること	346	50.8
価格が安いこと	225	33.0
品質が良いこと	217	31.9
有機農産物、減農薬・減化学肥料栽培	33	4.8
川越産	30	4.4
特に気にすることはない	20	2.9
特定の産地であること（有名な生産地）	13	1.9
生産者の顔がみえること	12	1.8
生産履歴（肥料・農薬等の使用記録）が明確	8	1.2
その他	4	0.6
無回答	3	0.4
全体	681	100

平成29年度消費者アンケート

(2) 農地についての意識

消費者アンケート結果から、市内の農地について、市街化区域内農地も含め、保全希望が高いことが分かりました。

○表 27 川越市内の農地について

川越市内の農地について	回答数	割合 (%)
市街化区域、郊外も含め、今ある農地はできるだけ残してほしい	517	75.9
市街化区域の農地は宅地開発など、農地でなくなっても仕方がない	122	17.9
郊外も含め、農地は減っていても仕方がない	13	1.9
その他	10	1.5
無回答	19	2.8
全体	681	100

平成 29 年度消費者アンケート

(3) 市民農園のニーズ

市民農園への興味について、「興味はない」と回答した方が 35.8%であったものの、「時間などの制約があり、実現は難しいが興味はある」と回答した方が 29.2%、「興味がある」と回答した方が 24.1%となっていることから、市民農園の利用について、一定のニーズがあることが分かります。

また、現役世代など、時間等の制約があるものの市民農園利用に興味がある方について、住宅地など身近な場所への農園設置など、利用しやすい環境を促進していく必要があります。

○表 28 消費者の市民農園への興味

市民農園への興味	回答数	割合 (%)
興味はない	244	35.8
時間などの制約があり、実現は難しいが興味はある	199	29.2
興味がある	164	24.1
その他	61	9.0
無回答	13	1.9
全体	681	100

平成 29 年度消費者アンケート

第3 川越市農業振興計画の柱

本市の農業をめぐる状況や農業者の意識、消費者の意識を踏まえ、川越市農業振興計画の柱として、以下の3つの視点が重要と考えています。

1 儲かる農業の推進

全国的な傾向と同様、本市においても担い手農業者の減少や農業者の高齢化が進んでいますが、そうした背景として、農業所得が低迷している現状があると考えます。

中心的な担い手となる農業者への農地の集積や、市内商工業者との連携、農産物のブランド化、基盤整備などによる生産性の向上等により、農業所得の増加を図り、本市農業が魅力ある産業となっていくよう、施策を推進していく必要があります。

2 「小さな農業」へのアプローチ

本市の農業者の多くが経営耕地面積1ha未満、農業収入100万円未満の小規模な農業者となっています。

将来に渡って本市の農業を継続し、農地を残していくために、多数を占める小規模な農業者への支援が欠かせないと考えています。庭先販売や農産物直売所への出荷、市民農園や農家レストランの開設、所有農地の維持管理など、小規模な農業者の営農活動や農地の維持に向けた施策を推進していく必要があります。

3 農のある生活の充実

本市は東京圏に位置するにもかかわらず、県内有数の耕地面積を有する水田や畑などで、農産物の生産が行われています。

地域特性を生かした魅力あるまちづくりを進めて行くためには、本市の農業とふれあえる地域性を生かし、地場農産物の提供や市民農園の利用等、「農のあるまち川越」を充実させていく施策を進めていく必要があります。

第4 川越市農業振興計画施策の展開

本市農業の最も大きな課題である、農業就業人口の減少と高齢化の進行に対応した農業振興施策を講じていくにあたり、農業をめぐる状況や農業者の意識、消費者の意識を踏まえ、以下6つの基本方針の下、16の施策を展開します。

なお、基本方針及び施策は、第四次川越市総合計画の施策 No.30「農業の振興」の目的である、「市民をはじめとした消費者に、安全で安心な農産物を安定的に供給するとともに、本市農業が活性化すること。」の実現を目指すものです。

【農業の振興の目的】～第四次川越市総合計画～

市民をはじめとした消費者に、安全で安心な農産物を安定的に供給するとともに、本市農業が活性化すること。

基本方針

0 農業に関する効果的な情報の受発信

1 食料の安定供給の確保

2 農産物のブランド化の推進

3 多様な担い手の育成・確保の推進

4 農地の有効活用

5 農業とのふれあいの推進

川越市農業振興計画 施策体系

【農業の振興の目的】

市民をはじめとした消費者に、安全で安心な農産物を安定的に供給するとともに、本市農業が活性化すること。

【川越市農業振興計画の柱】

- 1 儲かる農業の推進
- 2 「小さな農業」へのアプローチ
- 3 農のある生活の充実

【基本方針・施策】

基本方針0 農業に関する効果的な情報の受発信（全体に共通する方針）

- (1) 農業に関する効果的な情報の受発信

基本方針1 食料の安定供給の確保

- (1) 安定した農業経営の確立
- (2) 地産地消の推進
- (3) 農産物の安全・安心の確保
- (4) 食品流通の支援

基本方針2 農産物のブランド化の推進

- (1) 川越産農産物のブランド構築
- (2) 産業間の連携の推進

基本方針3 多様な担い手の育成・確保の推進

- (1) 多様な担い手の支援
- (2) 担い手への農地の利用集積

基本方針4 農地の有効活用（基本方針）

- (1) 農業基盤整備
- (2) 農業振興地域の農地保全
- (3) 市街化区域内農地の保全
- (4) 農の多面的機能と環境の保全
- (5) 生活環境改善と水質保全

基本方針5 農業とのふれあいの推進（基本方針）

- (1) 市民が農業とふれあう環境の充実
- (2) グリーンツーリズムの推進

0 農業に関する効果的な情報の受発信

(全体に共通する方針)

(1) 農業に関する効果的な情報の受発信

農産物のブランド化の推進や担い手支援、市民等の農業とのふれあいの推進など、本市のさまざまな農業振興施策の推進に当たって、その施策の対象に向け、多様な媒体を用いて効果的に情報を発信していくことが重要と考えます。

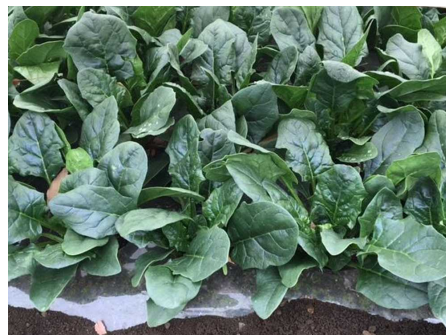
また、農業者全体のニーズや、年代・営農手法など特定のCATEGORYでのニーズを把握するため、農業者と行政との双方向でのコミュニケーションの充実が必要です。

《取組内容》

- ① 農業施策を推進するに当たり必要な情報の収集を行うとともに、農業者や市民など、対象に応じた効果的な情報発信を図ります。また、農業者や市民、行政間の双方向での情報伝達の充実を図ります。



生産がさかんで
PRが望まれる川越の花き



生産量が県内1位（平成27年）を誇る
川越のホウレンソウ

1 食料の安定供給の確保

(1) 安定した農業経営の確立

本市の農業就業人口は減少が続いていますが、背景として、農業所得の低迷などの原因があると考えます。

本市の農業を将来に渡って継続していくためには、農業経営の安定化に向けたさまざまな施策を講じていく必要があります。また、水稻においては、いわゆる国の減反制度が廃止される中、質、量において消費者のニーズに応じた米の生産に向けた施策を講じていく必要があります。

国際的な経済連携協定の動向に注視し、市で実施可能な対応策を検討していくほか、農業の労働環境の向上や農作業の効率化・省力化などのために、AI やIoT、ロボット技術などを活用した、スマート農業の導入についても進めて行く必要があると考えます。

《取組内容》

② 農業経営の安定化に向けて、農業者への支援を行います。

- ・農業再生協議会（経営所得安定対策）【主要事業】
- ・水田麦等作付け奨励補助事業【主要事業】

③ 土地取得、機械の導入などによる資金の借入れを行う農業者に対して、経済的支援を行います。

- ・農業制度資金利子補給【主要事業】

④ 畜産経営の安定化に向けて、伝染病予防対策や優良種畜の導入等を支援します。

- ・畜産振興事業【主要事業】

⑤ アライグマ、ハクビシンなどの鳥獣被害防止の対策を進めます。

- ・鳥獣被害防止対策【主要事業】

⑥ AI、IoT、ロボット技術などスマート農業の導入支援を推進します。

⑦ 農業者の雇用の確保に向けた取組を支援します。

(2) 地産地消の推進

東京圏に位置しながら、農業が盛んな本市の特徴を生かし、川越産の新鮮な農産物を市民に提供するイートローカルを進めて行く必要があります。市民の生活スタイルに川越産農産物を食べるという習慣を入れていくことが重要です。

本市には、平成17年に鴨田地区、平成19年に上松原地区、平成22年に城下地区に農産物直売所が設置され、3つの直売所全体の売上は増加傾向となっています。また、市内各地に庭先販売所があり、庭先販売・直売所マップには65軒の庭先販売所が掲載されています。

農産物直売所については、来客数の増加だけではなく、品ぞろえの充実が課題となっており、出荷する農業者の増加を図っていく必要があります。また、庭先販売所については、庭先販売・直売所マップに載っていない販売所をマップに掲載し、地場農産物を購入できる場をより多く知ってもらえるようPRを行っていく必要があります。

さらに、学校給食等の食材に川越産農産物の使用量を増やしていくことも、地産地消の推進策の一つと考えます。

《取組内容》

- ⑧ 庭先販売所を含む農産物直売所の設置やPRなどの運営支援を行うとともに、朝市などマルシェの定期的開催を通じて直売機会を拡充します。【重点】

・農産物の直売、地場農産物の消費推進【主要事業】

- ⑨ 農業者との連携により食材の必要数量・質を確保して、学校給食等における川越産農産物の利用を促進するとともに、児童・生徒等に向けて川越産農産物のPRに努めます。

・地場農産物消費拡大事業【主要事業】



毎月第一土曜日に開催される
公園朝市の様子



市内学校給食において提供された、
川越産さつまいもを使用した川越汁

(3) 農産物の安全・安心の確保

土づくりや施肥、病虫害防除、農薬などに関し関係機関と連携しながら、環境にやさしい農業を推進していく必要があります。

食品表示は、消費者が食品を摂取する際の安全性の確保や自主的かつ合理的な食品を選択する機会の確保に資する重要な情報の一つであり、その適正化を図ることは食品に対する消費者の信頼を得る上で重要となっています。

《取組内容》

⑩ 特別栽培農産物など、関係機関と連携して、農薬や化学肥料の使用量を削減した農法の普及を推進するとともに、そうした農産物の付加価値の向上を図ります。

- ・GAP制度の普及、導入【新規事業】
- ・環境保全型農業推進事業【主要事業】

⑪ 関係機関と連携して、農産物の生産履歴等の表示を促進します。

- ・食品表示法による事業【主要事業】
- ・JAS法による事業【主要事業】

(4) 食品流通の支援

埼玉川越総合地方卸売市場は、県南西部の生鮮食料品の安定供給を目指し、平成6年5月にオープンしてから、25年を迎えようとしています。少子高齢化に伴う人口減少の進行等による食料消費の量的変化、社会構造の変化に伴う消費者ニーズの多様化、農林水産物の流通構造の変化等により、市場運営に当たっては、非常に厳しい状況となっています。

そのような中、埼玉川越総合地方卸売市場は、毎週土曜日に「鮮度一番 お客様感謝市」を開催しているほか、女子栄養大学との産学連携協定による食育や周辺自治体の農産物のPR事業、市場見学の受け入れ等、一般消費者に向けた取組も積極的に進めています。

平成30年6月に卸売市場法が改正され、今後も地方卸売市場として市場運営を行うには、都道府県知事の認定を受ける必要があるなど、卸売市場のあり方そのものが問われています。

埼玉川越総合地方卸売市場は、市場取扱量の減少が続いているものの、県南西部の飲食・小売店などが同市場から仕入れている現状もあり、現在もなお生鮮食料品の安定供給に必要な産業インフラの役割を一定部分において担っています。

中小規模の飲食・小売店などの仕入れ先の確保を図り、生鮮食料品の安定供給のための産業インフラを維持するため、埼玉川越総合地方卸売市場の市場環境の変化に適応した運営を支えていく必要があります。

《取組内容》

⑫ 埼玉川越総合地方卸売市場を通じて、地域への生鮮食料品の流通機能の確保を図ります。

・川越総合卸売市場株出資自治体連携会議【主要事業】



青果・水産が揃う埼玉川越総合地方卸売市場

2 農産物のブランド化の推進

(1) 川越産農産物のブランド構築

川越産農産物の付加価値や知名度の向上を目的として、平成28年6月に「川越産農産物ブランド化連絡会」が設立され、直売イベントやロゴマーク作成等が行われています。川越産農産物のブランド化に向けて、「川越産農産物ブランド化連絡会」との協働による取組を進めるとともに、市内飲食店との連携による川越産農産物を活用した食の提供を通じて、広く川越産農産物のイメージアップと消費拡大を図る必要があります。

また、川越の風土や気候に合い、昔から作られている川越の伝統野菜について、栽培が難しい面はありますが、川越の農業のブランド化を高めるには効果的であり、加工や飲食店での活用等、戦略的に保存・伝承していく必要があります。

さらに、平成29年3月に近隣自治体等とともに認定を受けた日本農業遺産である「武蔵野の落ち葉堆肥農法」により栽培された農産物の付加価値の向上など、近隣自治体と連携した取組も行っていく必要があります。

《取組内容》

- ⑬ 川越産農産物ブランド化連絡会との協働により、川越産農産物の内外への知名度の向上に向けた取組を進めるとともに、新たな川越ブランドの構築を図ります。

・川越産農産物ブランド化事業【主要事業】

【重点】

- ⑭ 川越産農産物の消費拡大、認知度向上に向け、市内飲食店などと連携して川越産農産物の利用を促進するための取組を進めます。



川越産農産物をPRするためのロゴマーク

- ⑮ 伝統的な川越いもである紅赤や川越がパイオニアと言われている巨峰、市場価値の高い里芋など、伝統的農産物の振興を図るとともに、西町大根やまくわ瓜、入間ごぼう等、かつて川越地方で栽培されていた在来種等伝統野菜の保存・伝承に努めます。

・川越産農産物ブランド化事業【主要事業】

- ⑯ 流通やPR等を含め、さつまいもの生産量拡大を支援します。

・地場農産物消費拡大事業【主要事業】

- ⑰ 川越産花きの付加価値の向上や生産振興を図ります。

- ⑱ 日本農業遺産の認定を受けている「武蔵野の落ち葉堆肥農法」など、三富地域の平地林の保全と伝統的な農業の振興を図るとともに、そこで栽培された農産物の付加価値の向上を目指します。

・三富地域、農業遺産の振興【主要事業】



ブランド力の高い川越のさつまいも



川越で栽培の盛んな巨峰



武蔵野の落ち葉堆肥農法の普及啓発のために実施した落ち葉掃きの様子

(2) 産業間の連携の推進

本市は古くから埼玉県南西部地域における産業・経済の中核都市として発展し、農業、商業、工業のバランスが取れた産業構造になっているとともに、近年は多くの観光客の来訪がある観光都市でもあります。

そうした本市の農業、商業、工業、観光産業が連携し、本市の農産物を活用した商品をこれまで以上に地域内に循環（地産地消）させる取組や都内など地域外への流通拡大を図っていくことが望まれます。

《取組内容》

⑰ 農業者、食品産業、飲食店、各種団体等との交流の場の創出を図ります。

・川越産農産物ブランド化事業【主要事業】

⑳ 観光客への土産物の充実や規格外の農産物などの有効活用を図るため、農業者による6次産業化の支援を図るとともに、農業者と商工業者の連携による加工化を進めます。



市内農業者・飲食店等が出店する
「くらしをいろいろるファーマーズマーケット」



市内農業者と飲食店経営者など商業者が
マッチングを行う異業種交流会の様子

3 多様な担い手の育成・確保の推進

(1) 多様な担い手の支援

農業産出額が県内第2位である本市の農業ですが、全国的な傾向と同様に農業就業人口の減少や高齢化が進み、経営耕地面積も減少しています。将来に渡って本市の農業を継続し、農地を残していくためには、認定農業者など、担い手となる中核的な農業者の育成、確保に向けた施策を図るとともに、高齢の農業者、会社などと兼業する農業者、自給的農業者など、小規模な農業者に向けた幅広い支援策を行っていく必要があります。

《取組内容》

- ②① 農業後継者、女性農業者、高齢農業者等の営農に向けた取組を支援します。また、農と福祉の連携による取組を促進します。
 - ・女性農業者活動支援事業【新規事業】
 - ・定年就農者支援事業【新規事業】
- ②② 多様な人材を新規就農希望者として受け入れ、関係機関と連携して情報提供、技術指導、農地確保等に関する支援を行います。また、ニーズに応じて市民農園利用者等の段階的な就農に向けた支援に努めます。
 - ・農業次世代人材投資資金【主要事業】
- ②③ 企業等の農業参入を支援するとともに集落営農組織や農業法人の設立等、農業者による生産や販売の組織形成を図ります。
 - ・川越市農業団体連合会組織運営事業【主要事業】

(2) 担い手への農地の利用集積

本市では、地域における「人」と「農地」の問題について地域で話し合って策定する「人・農地プラン」を市内11地域で策定（平成30年度末現在）しています。今後、農業就業人口の減少や高齢化が見込まれる中、地域農業の5年後、10年後の展望を描けるよう、地域での継続的な話し合いを進め、必要に応じて「人・農地プラン」の見直しを行い、農地中間管理機構を活用するなど、担い手への農地集積、集約化を図っていく必要があります。

《取組内容》

②④ 地域の中心となる経営体を位置付ける「人・農地プラン」の充実を図るとともに、プラン実行による地域農業の振興を目指します。【重点】

・人・農地プラン【主要事業】

②⑤ 「人・農地プラン」で位置付けられた、地域の中心的な経営体などへの農地の集積を進めます。【重点】

・農地中間管理事業【主要事業】

○表29 借入耕地のある経営体数と借入耕地面積（ha）

	合計		田		畑		樹園地	
	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
平成17年	400	155	321	113	106	41	3	未記載
平成22年	457	305	363	217	123	87	4	0.4
平成27年	483	394	362	277	166	117	3	0.7

出典 農林業センサス（各年）

4 農地の有効活用

(1) 農業基盤整備

効率的な営農のための基盤整備事業として、水田の区画拡大のためのほ場整備は有効であり、現在本市では、下小坂・平塚地区、久下戸地区で10a区画の水田を30a区画に整備する埼玉型ほ場整備事業を進めています。なお、ほ場整備事業は、農地中間管理機構との連携が不可欠となっています。

また、過去に整備した農業水利施設については、その老朽化への対応が不可欠となってきます。今後、そうした水利施設を整理し、対応策を検討していく必要があります。

《取組内容》

②⑥ ほ場整備による農地の面的集積により、生産性向上を図ります。【重点】

・県営埼玉型ほ場整備事業【主要事業】

②⑦ 農道や灌漑排水施設等の農業基盤整備を推進します。

・土地改良補助事業【主要事業】

②⑧ 農業水利施設の長寿命化を図るストックマネジメントに向けて、既存の基幹的農業水利施設について、設置個所や耐用年数等を整理します。

○表 30 全国の農業水利施設における突発事故の発生状況

	突発事故発生 件数合計	経年的な 劣化及び局 所的な劣化	その他 (降雨・地盤 沈下等)
平成10年	362	133	229
平成20年	378	314	64
平成25年	1,033	652	381
平成26年	1,378	1,176	202
平成27年	1,559	1,261	298
平成28年	1,643	1,390	253

出典 平成29年度 農林水産省 食料・農業・農村の動向 参考統計書

(2) 農業振興地域の農地保全

本市の農業振興地域内の農地は減少が続き、田、畑、樹園地の合計が 3,457ha（平成 31 年 3 月現在）となっています。また、農業振興地域内農用地については、2,378ha（平成 31 年 3 月現在）となっています。県内第 2 位の農業産出額を支える営農基盤である、農業振興地域内農用地を中心とした本市農地については、今後も保全を図っていく必要があります。

また、農業就業人口の高齢化や減少が進む中、今後遊休農地の増加が懸念されますが、農業委員会との連携や担い手への農地集積を進めるなど、遊休農地の発生防止を図っていく必要があります。

《取組内容》

②⑨ 長期的に農業振興を図るべき地域の農地を保全します。

・農業振興地域の保全【主要事業】

③⑩ 遊休農地の発生防止、解消のため、関係機関と連携し農地の調査及び指導を行います。

・荒廃農地調査【主要事業】



農業振興地域を中心に広がる市内の水田

(3) 市街化区域内農地の保全

平成30年12月現在、本市には466地区、134.21haの生産緑地地区が指定されています。生産緑地地区は、新鮮な農産物の生産だけではなく、農業体験・学習、交流の場として、あるいは良好な景観の形成など、多様な機能を果たしています。

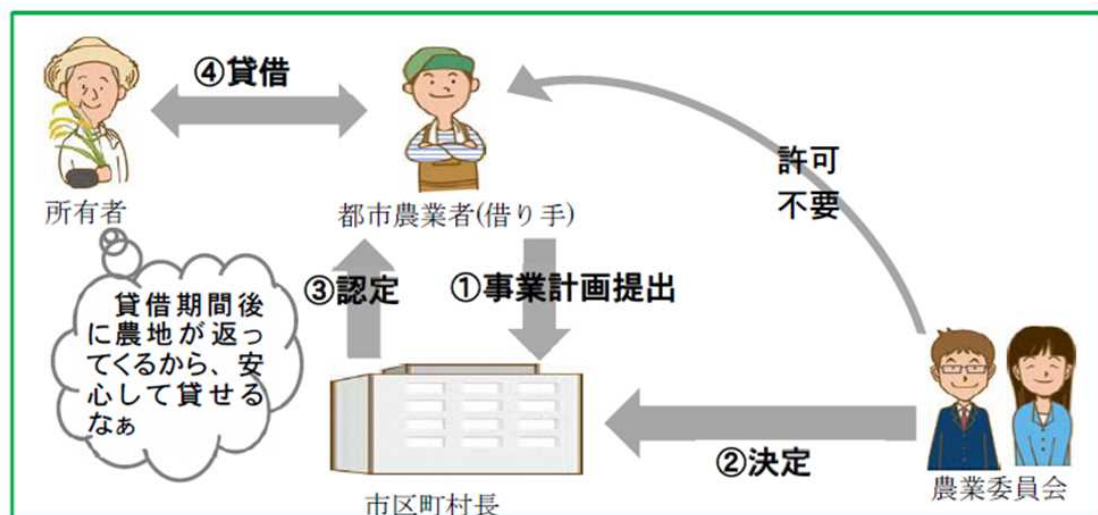
この生産緑地地区については、その多くが2022年から指定後30年を迎え、市への買取り申出ができるようになることから、農地の減少が懸念されています。

生産緑地地区を含む、市街化区域内農地について、農地所有者のニーズに応えながら、身近な消費者への新鮮な農産物供給の機能や農業体験・学習、交流の場としての機能の充実について、農業振興施策として推進していく必要があります。

《取組内容》

③ 生産緑地地区等の市街化区域内農地について、市場出荷や庭先販売などを通じた農産物の供給機能及び市民等の農業体験・学習の機能を果たすよう、必要な農業振興施策を推進します。

- ・ 市民農園整備、運営支援【新規事業】
- ・ 都市農地の貸借の円滑化事業【新規事業】



都市農地を借りて自ら耕作する方の貸借の手続きイメージ

出典 農林水産省ホームページ

(http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/taishaku/tosi_taisyaku.html)

(4) 農の多面的機能と環境の保全

農業は食料を供給するだけではなく、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成など、さまざまな機能を有しており、このような多様な機能は農業者だけではなく、広く市民全体が享受しているとともに、本市の魅力の一つともなっています。

これら農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るために行われる、水路の草刈りや泥上げ等、地域の共同活動が本市伊佐沼地区や古谷本郷地区、山田地区等 11 地域で実施されています。

このように、水路等の農業生産基盤の維持管理を地域で担うことによって、農地集積を担う地域の中心的な農業者の営農活動を支えることができます。

《取組内容》

- ③② 水路や農道等の農業生産基盤の維持管理や整備・更新を地域で担えるよう推進するとともに、農村環境保全に向けた啓発や交流、学習等を支援します。【重点】
・多面的機能支払交付金【主要事業】



地域での水路法面の
草刈り作業の様子



農村環境保全につながる地域の交流
「古谷本郷レンゲ祭り」の様子

(5) 生活環境改善と水質保全

本市では、農業用水の水質保全を図るために、平成18年度に鴨田地区に、平成24年度に石田本郷地区にそれぞれ農業集落排水処理施設の供用を開始しています。

今後、新規地区での施設設置を検討するとともに、既存施設は供用開始から一定年数が経過していることもあり、施設の適切なストックマネジメントが必要となっています。

また、収支や維持管理費の予測等を踏まえた経営戦略の策定が必要となっています。

《取組内容》

③③ 農業集落排水処理施設を維持・管理し、農業用水の水質保全を図るとともに、施設の長寿命化のためのストックマネジメントや収支等を踏まえた経営戦略を策定します。

- ・ 農業集落排水処理施設の運営【主要事業】
- ・ 経営戦略の策定【新規事業】



鴨田農業集落排水処理施設



石田本郷農業集落排水処理施設

5 農業とのふれあいの推進

(1) 市民が農業とふれあう環境の充実

本市では、これまで川越市農業ふれあいセンターでの事業を通じて、市民農園や農業体験、食体験など、市民が「農」とふれあう取組を行ってきました。

市民農園については、全国的に開設数が増加しているほか、農園としての貸出し意向のある本市農業者も一定数いることから、本市においても、市民農園の開設・運営支援を行っていくことが必要と考えます。また、市内のさまざまな場所で、農業者や民間団体、市が直売イベントを行うことや農家レストラン等を通じて、市民が本市の農業を身近に感じるきっかけとなることが期待できます。

《取組内容》

③④ 市民農園の整備、運営の支援を行うとともに、栽培手法など、市民農園の利用者に向けた情報提供を行います。

- ・市民農園整備、運営支援【新規事業】
- ・園芸講習会【主要事業】

③⑤ 農業祭や農家レストランなどを通じて都市住民が農業に親しむ機会の創出を図ります。

③⑥ 農業体験など、子どもたちが農業にふれあう機会の充実を図ります。

○表 31 全国の市民農園の開設数

	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度
都市的地域	2,643	3,030	3,231	3,328	3,370
都市的地域以外	739	781	861	850	853
合計	3,382	3,811	4,092	4,178	4,223

出典 平成29年度 農林水産省 食料・農業・農村の動向 参考統計表



市内で米作りを行う団体による田植えの様子

(2) グリーンツーリズムの推進

本市の平成30年の観光客数は約734万人となっていますが、観光エリアの拡大や滞在時間の延長を図るためには、川越の地域特性である農業を観光に生かし、外国人を含む多くの観光客を対象にグリーンツーリズムを推進していく必要があります。

本市の代表的な農業観光としては、以前より芋ほり観光が人気であり、平成30年には44,500人の利用者がありました。近年では、イチゴの摘み取り園を開園する農業者もあり、さつまいもとともに、振興策を講じていく必要があります。

また、本市の人口減少問題と経済規模の縮小等への対策として策定されました、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、農業ふれあいセンターを中心に、伊佐沼や田園など周辺の自然的景観や農業とのふれあいをコンセプトとしたグリーンツーリズムを推進するプロジェクトである「蔵 in ガルテン川越」が位置付けられており、推進していく必要があります。

《取組内容》

- ③⑦ 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略のプロジェクト「蔵 in ガルテン川越」グリーンツーリズム拠点の整備、運営を推進します。【重点】
・グリーンツーリズム整備推進【主要事業】
- ③⑧ 芋ほりやイチゴの摘み取り園等を支援するとともに、本市のグリーンツーリズム全体の推進体制の整備、運営を図ります。
- ③⑨ 市内宿泊施設と連携しながら、農業体験などグリーンツーリズムによる市内宿泊者の増加を図ります。



グリーンツーリズムの拠点施設として改修を予定している農業ふれあいセンター

第5 計画の進行管理と指標

(1) 計画の進行管理

川越市農業振興計画の進行管理については、毎年度の事業の進行状況や計画の指標等を整理・検証した上、川越市農業振興審議会において審議を得て、次年度の事業推進に生かしていきます。

(2) 計画の指標

計画の進行管理を図る指標を以下のとおり位置付けます。

	指標名称	計画策定時	中間目標	目標年度	調査方法
1	農業産出額（千万円）	1,161 (2017年)	1,300 (2022年)	1,500 (2027年)	農林水産省 市町村別農 業産出額
2	農産物直売所の年間販売額（億円）	7.0 (2017年度)	8.5 (2022年度)	10 (2027年度)	農政課調べ
3	人・農地プランで位置づけられた地域の中心となる経営体の累計数（経営体）	145 (2017年度)	170 (2022年度)	200 (2027年度)	農政課調べ
4	農業を身近に感じる方の割合（％）	63.4 (2018年度)	67 (2021年度)	70 (2027年度)	市民意識調査
5	農業体験事業参加者数（人）	1,846 (2018年度)	4,000 (2022年度)	5,000 (2027年度)	農政課調べ
6	学校給食における地場産農産物使用割合（％）	21.4 (2017年度)	22 (2022年度)	22 (2027年度)	学校給食課 調べ
7	経営耕地面積（ha）	2,449 (2015年)	2,449 (2020年)	2,449 (2025年)	農林業セン サス

	指標名称	計画策定時	中間目標	目標年度	調査方法
8	1 経営体当たりの経営耕地面積 (a)	125.08 (2015 年)	135 (2020 年)	145 (2025 年)	農林業センサス
9	農産物販売額 2,000 万円以上の農業経営体数 (経営体)	49 (2015 年)	65 (2020 年)	80 (2025 年)	農林業センサス
10	さつまいもの作付面積 (a)	1,598 (2015 年)	1,675 (2020 年)	1,750 (2025 年)	農林業センサス
11	さといもの作付面積 (a)	4,316 (2015 年)	4,316 (2020 年)	4,316 (2025 年)	農林業センサス
12	葡萄の作付面積 (a)	786 (2015 年)	786 (2020 年)	786 (2025 年)	農林業センサス
13	農産物直売所の出荷組合員数 (人)	359 (2016 年度)	380 (2022 年度)	400 (2027 年度)	農政課調べ
14	環境保全型農業に取り組んでいる農業経営体 (経営体)	501 (2015 年)	525 (2020 年)	550 (2025 年)	農林業センサス
15	特別栽培農産物に認定された作物数 (件)	18 (2017 年度)	23 (2022 年度)	30 (2027 年度)	農政課調べ
16	農業講習会の参加者数 (人)	198 (2017 年度)	300 (2022 年度)	400 (2027 年度)	農政課調べ

資料編

1 本計画の策定経過

(1)基礎調査（平成 29 年度実施）

- ・ 農業者アンケート（1,650 人、35.5%回答）
- ・ 消費者アンケート（681 人、34.1%回答）
- ・ 個別農業者ヒアリング（8 農業者、3 直売所）
- ・ 現計画検証（指標、課内プロジェクトチームによる計画検証、統計資料調査）

(2)川越市農業振興審議会

- 第 1 回 平成 30 年 10 月 1 日（月）
 - ・ 委員の委嘱 ・ 会長・副会長の選出 ・ 諮問
 - ・ 川越市農業振興計画について
 - ・ 次期川越市農業振興計画策定方針について
- 第 2 回 平成 30 年 10 月 9 日（火）
 - ・ 川越市農業振興計画骨子案について
- 第 3 回 平成 30 年 10 月 24 日（水）
 - ・ 川越市農業振興計画骨子案について
 - ・ 答申調整について
- 第 4 回 平成 30 年 11 月 8 日（木）
 - ・ 答申

(3)意見公募手続（パブリックコメント）

募集期間：平成 31 年 1 月 25 日～2 月 25 日

意見件数：22 件（4 名）

(4)庁内検討

- 庁議（全 2 回 平成 30 年 4 月 3 日、平成 30 年 12 月 27 日）
- 部長会議（全 1 回 平成 30 年 11 月 21 日）
- 川越市農業振興計画庁内検討会議（全 3 回）
 - ・ 5 月 23 日、現計画検証、策定方針
 - ・ 7 月 30 日、計画骨子案
 - ・ 10 月 2 日、計画骨子案

2 川越市農業振興審議会

(1) 川越市農業振興審議会委員名簿

役職	氏名	条例区分	所属団体等
会長	平口 嘉典	学識経験者	女子栄養大学 専任講師
副会長	小倉 元司	市内の公共的団体等の代表者	いるま野農業協同組合 川越地域理事代表
委員	石川 秀夫	学識経験者	川越市農業委員会 会長
委員	伊藤 匡美	学識経験者	東京国際大学 教授
委員	竹澤 穰治	市内の公共的団体等の代表者	川越商工会議所 専務理事
委員	田島 玲子	市内の公共的団体等の代表者	川越市女性団体連絡協議会 副会長
委員	水村 政巳	市内の農業者	川越市農業研究団体連合会 副会長
委員	内田 光夫	市内の農業者	荒川右岸用排水土地改良区 理事長
委員	小泉 晃一	市内の農業者	川越市4Hクラブ 会長
委員	田島 光恵	関係行政機関の職員	埼玉県川越農林振興センター 担当課長
委員	柏井 喜代恵	市内に住所を有する者	公募
委員	糸 真美子	市内に住所を有する者	公募

(2) 川越市農業振興計画について（諮問）

川 農 発 第 572 号

平成 30 年 10 月 1 日

川越市農業振興審議会

会長 平口 嘉典 様

川越市長 川合 善明

川越市農業振興計画について（諮問）

川越市農業振興審議会条例（平成 30 年条例第 46 号）第 2 条第 1 項に基づき、次のとおり諮問いたします。

諮問事項

川越市農業振興計画の策定に関する事項について、審議を求めます。

(3) 川越市農業振興計画について（答申）

川農審発第 5 号

平成 30 年 11 月 8 日

川越市長 川合 善明 様

川越市農業振興審議会

会長 平口 嘉典

川越市農業振興計画の策定に関する事項について（答申）

平成 30 年 10 月 1 日付川農発第 572 号をもって諮問のあった標記の件につきましては、下記の意見を添え、別添のとおりで答申します。

記

都心 30 キロ圏内に位置しながら農業が盛んなことは川越にとって大きな魅力であると考えます。この川越の農業がより発展するべく、当審議会では、川越市農業振興計画の策定に関し、審議をまいりました。

当審議会の答申のエッセンスを以下のとおり意見としてまとめています。

【審議会の意見】

市民に安全・安心な食料を安定的に供給するためには、「儲かる農業」を実践する農業経営体だけでなく、「小さな農業」を実践する小規模農業経営体の活躍も必要であり、それぞれの経営体の実状に応じた支援策を講じて頂きたいです。

一方、市内の農業生産を支えるためには、市民が地元川越の農産物を食べるイートローカルを広める取組を増やしていくことが必要であり、定期的なマルシェの開催や学校給食での川越産農産物の活用など、地産地消に積極的に取り組んで頂きたいです。

また、農産物ブランド化の取組として、栽培の難しさ等の課題はあるものの、川越にゆかりのある伝統野菜の継承、活用を図るとともに、市内飲食店での川越産農産物の活用を促進して頂きたいです。さらに、農業者と農業協同組合、卸売市場、商工業者の連携を促し、川越産農産物の加工を進めて頂きたいです。

新規就農者が耕作する農地や担い手への農地集積といった農地の確保と繁忙期等を担う農業就労者の確保という2つの確保が大きな課題であり、担い手の支援策として、市には農地と人材のプラットフォームの役割を担って頂きたいです。

グリーンツーリズムは市民及び市外からの訪問者が農に触れる場として重要です。子どもの農業体験に力を入れるとともに、農業体験から段階的に就農につながる取組を進めて頂きたいです。さらに、市のグリーンツーリズム拠点整備事業「蔵 in ガルテン川越」の2020年度本格開園を見据え、多様な形態のグリーンツーリズムを推進して頂きたいです。

最後に、本計画に基づき、川越市農業が活性化し、市民一人一人が充実した「農のある生活」を享受できるようになることを、審議会委員一同、切に願っています。

(4) 川越市農業振興審議会条例

平成30年6月29日
平成30年条例第46号

(設置)

第一条 本市の農業振興の推進を図るため、川越市農業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- 一 川越市農業振興計画の策定及び変更に関すること。
- 二 川越市農業振興計画に基づく事業の実施状況に関すること。
- 三 その他市長が必要と認める事項

(組織)

第三条 審議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 市内の農業者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 前各号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第四条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、産業観光部農政課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

3 庁内検討

(1) 川越市農業振興計画庁内検討会議委員

- ・ 田中三喜雄 産業観光部長
- ・ 長岡 聡司 総合政策部副部長兼政策企画課長
- ・ 北條 克彦 地域創生課長
- ・ 今野 秀則 財政課長
- ・ 高橋 宗人 環境部副部長兼環境政策課長
- ・ 栗生田晃一 産業観光部参事兼産業振興課長
- ・ 松本 秀規 観光課長
- ・ 小林 武 都市計画課長
- ・ 刀根 則明 開発指導課長
- ・ 鈴木 勝行 学校給食課長
- ・ 宇津 克巳 農業委員会事務局長
- ・ 相川 満 産業観光部副部長兼農政課長

(2) 事務局職員名簿

- ・ 田中三喜雄 産業観光部長
- ・ 相川 満 産業観光部副部長兼農政課長
- ・ 小野寺雅樹 農政課副課長
- ・ 小川寛一郎 農政課農業振興担当副主幹
- ・ 持田 雅之 農政課農業振興担当主事
- ・ 関口 萌子 農政課農業振興担当主事補

4 川越市農業振興計画 施策体系

方針	施策	取組内容	重点	新規	施策の3つの柱		
					儲かる農業	小さな農業	農のある生活
0 農業に関する情報の受発信	(1) 農業に関する効果的な情報の受発信	①農業施策を推進するに当たり必要な情報の収集を行うとともに、農業者や市民など、対象に応じた効果的な情報発信を図ります。また、農業者や市民、行政間の双方向での情報伝達の充実を図ります。		○	○	○	○
1 食料の安定供給の確保	(1) 安定した農業経営の確立	②農業経営の安定化に向けて、農業者への支援を行います。			○	○	
		③土地取得、機械の導入などによる資金の借入れを行う農業者に対して、経済的支援を行います。			○	○	
		④畜産経営の安定化に向けて、伝染病予防対策や優良種畜の導入等を支援します。			○	○	
		⑤アライグマ、ハクビシンなどの鳥獣被害防止の対策を進めます。		○	○	○	
		⑥AI、IoT、ロボット技術などスマート農業の導入支援を推進します。		○	○		
		⑦農業者の雇用の確保に向けた取組を支援します。		○	○		
	(2) 地産地消の推進	⑧庭先販売所を含む農産物直売所の設置やPRなどの運営支援を行うとともに、朝市などマルシェの定期的開催を通じて直売機会を拡充します。	○			○	○
		⑨農業者との連携により食材の必要数量・質を確保して、学校給食等における川越産農産物の利用を促進するとともに、児童・生徒等に向けて川越産農産物のPRに努めます。			○	○	○
	(3) 農産物の安全・安心の確保	⑩特別栽培農産物など、関係機関と連携して、農薬や化学肥料の使用量を削減した農法の普及を推進するとともに、そうした農産物の付加価値の向上を図ります。			○	○	
		⑪関係機関と連携して、農産物の生産履歴等の表示を促進します。			○		
	(4) 食品流通の支援	⑫埼玉川越総合地方卸売市場を通じて、地域への生鮮食料品の流通機能の確保を図ります。			○		○

方針	施策	取組内容	重点	新規	施策の3つの柱		
					儲かる農業	小さな農業	農のある生活
2 農産物のブランド化の推進	(1) 川越産農産物のブランド構築	⑬川越産農産物ブランド化連絡会との協働により、川越産農産物の内外への知名度の向上に向けた取組を進めるとともに、新たな川越ブランドの構築を図ります。	○	○	○	○	○
		⑭川越産農産物の消費拡大、認知度向上に向け、市内飲食店などと連携して川越産農産物の利用を促進するための取組を進めます。		○	○	○	○
		⑮伝統的な川越いもである紅赤や川越がパイオニアと言われている巨峰、市場価値の高い里芋など、伝統的農産物の振興を図るとともに、西町大根やまくわ瓜、入間ごぼう等、かつて川越地方で栽培されていた在来種等伝統野菜の保存・伝承に努めます。				○	○
		⑯流通やPR等を含め、さつまいもの生産量拡大を支援します。			○	○	
		⑰川越産花きの付加価値の向上や生産振興を図ります。			○	○	
		⑱日本農業遺産の認定を受けている「武蔵野の落ち葉堆肥農法」など、三富地域の平地林の保全と伝統的な農業の振興を図るとともに、そこで栽培された農産物の付加価値の向上を目指します。			○	○	○
	(2) 産業間の連携の推進	⑲農業者、食品産業、飲食店、各種団体等との交流の場の創出を図ります。			○	○	
		⑳観光客への土産物の充実や規格外の農産物などの有効活用を図るため、農業者による6次産業化の支援を図るとともに、農業者と商工業者の連携による加工化を進めます。			○	○	
3 多様な担い手の育成・確保の推進	(1) 多様な担い手の支援	㉑農業後継者、女性農業者、高齢農業者等の営農に向けた取組を支援します。また、農と福祉の連携による取組を促進します。				○	
		㉒多様な人材を新規就農希望者として受け入れ、関係機関と連携して情報提供、技術指導、農地確保等に関する支援を行います。また、ニーズに応じて市民農園利用者等の段階的な就農に向けた支援に努めます。				○	
		㉓企業等の農業参入を支援するとともに集落営農組織や農業法人の設立等、農業者による生産や販売の組織形成を図ります。			○		
	(2) 担い手への農地の利用集積	㉔地域の中心となる経営体を位置付ける「人・農地プラン」の充実を図るとともに、プラン実行による地域農業の振興を目指します。	○		○		
		㉕「人・農地プラン」で位置付けられた、地域の中心的な経営体などへの農地の集積を進めます。	○		○		

方針	施策	取組内容	重点	新規	施策の3つの柱		
					儲かる農業	小さな農業	農のある生活
4 農地の有効活用	(1) 農業基盤整備	②⑥ほ場整備による農地の面的集積により、生産性向上を図ります。	○		○		
		②⑦農道や灌漑排水施設等の農業基盤整備を推進します。			○		
		②⑧農業水利施設の長寿命化を図るストックマネジメントに向けて、既存の基幹的農業水利施設について、設置個所や耐用年数等を整理します。		○	○		
	(2) 農業振興地域の農地保全	②⑨長期的に農業振興を図るべき地域の農地を保全します。			○	○	○
		②⑩遊休農地の発生防止、解消のため、関係機関と連携し農地の調査及び指導を行います。				○	
	(3) 市街化区域内農地の保全	②⑪生産緑地地区等の市街化区域内農地について、市場出荷や庭先販売などを通じた農産物の供給機能及び市民等の農業体験・学習の機能を果たすよう、必要な農業振興施策を推進します。		○		○	○
	(4) 農の多面的機能と環境の保全	②⑫水路や農道等の農業生産基盤の維持管理や整備・更新を地域で担えるよう推進するとともに、農村環境保全に向けた啓発や交流、学習等を支援します。	○		○	○	○
	(5) 生活環境改善と水質保全	②⑬農業集落排水処理施設を維持・管理し、農業用水の水質保全を図るとともに、施設の長寿命化のためのストックマネジメントや収支等を踏まえた経営戦略を策定します。			○	○	
5 農業とのふれあいの推進	(1) 市民が農業とふれあう環境の充実	②⑭市民農園の整備、運営の支援を行うとともに、栽培手法など、市民農園の利用者に向けた情報提供を行います。				○	○
		②⑮農業祭や農家レストランなどを通じて都市住民が農業に親しむ機会の創出を図ります。				○	○
		②⑯農業体験など、子どもたちが農業にふれあう機会の充実を図ります。		○		○	○
	(2) グリーンツーリズムの推進	②⑰川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略のプロジェクト「蔵inガルテン川越」グリーンツーリズム拠点の整備、運営を推進します。	○	○		○	○
		②⑱芋ほりやイチゴの摘み取り園等を支援するとともに、本市のグリーンツーリズム全体の推進体制の整備、運営を図ります。		○	○	○	○
		②⑲市内宿泊施設と連携しながら、農業体験などグリーンツーリズムによる市内宿泊者の増加を図ります。		○	○	○	○

川越市農業振興計画

平成 31(2019)年 3 月発行
川越市産業観光部農政課

〒350－8601

埼玉県川越市元町 1－3－1

電話 049－224－5939(直通)

Fax 049－224－8712

E-mail nosei@city.kawagoe.saitama.jp



時が人を結ぶまち川越